

# 廃棄物処理施設 技術管理者講習

## 募集要項

基礎・管理課程

管理課程

### 2022年度の主な変更点

- ① 下記コースについてはE-ラーニングでも受講できるようになりました。
  - ごみ処理施設コース
  - 破碎・リサイクル施設コース
- ② 申し込みは原則としてWeb上で行うようになりました。  
(会場受講、E-ラーニングとも)

【講習に関するお問い合わせ、申込書の受付事務局(連絡先)】

■ 講習開催地: **宮城県 神奈川県 愛知県 大阪府**

一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 研修事業部  
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6  
TEL 044-288-4919(直通) FAX 044-288-4952

■ 講習開催地: **福岡県**

一般財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局 企画・研修課  
〒816-0943 福岡県大野城市白木原3-5-11  
TEL 092-593-8226(直通) FAX 092-572-1326

【主催】 一般財団法人 日本環境衛生センター

ホームページ: <https://www.jesc.or.jp/>

# 目 次

1. 廃棄物処理施設技術管理者講習について	1
2. 廃棄物処理施設と受講コース及び取得できる認定証	2
3. 【基礎・管理課程】	3
(1) 受講資格	3
(2) 受講料	3
(3) 申込について	3
(4) 会場選択	3
(5) 申込書の審査・受講決定について	3
(6) 講習の日程、会場での受付等	4
(7) 能力認定試験	5
(8) 講習の修了と認定証の交付	5
(9) 再試験	5
4. 【管理課程】	5
(1) 受講資格	5
(2) 受講料	5
(3) 申込について	5
(4) 会場選択	5
(5) 申込書の審査・受講決定について	5
(6) 講習の日程、会場での受付等	6
(7) 能力認定試験	7
(8) 講習の修了と認定証の交付	7
(9) 再試験	7
(10) 受講資格区分	7
1) 学歴と卒業後の技術上の実務経験年数	7
2) 平成4年度から平成12年度の厚生大臣「指定」廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者	8
3) 平成3年度以前の厚生大臣「認定」廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者	8
(11) 申込にあたっての必要書類および具体的実務の記入例	8
1) 申込に必要な書類一覧表	8
2) 具体的実務の記入例	9
5. 手続の流れ	10
(1) 申込関係書類の入手方法	10
(2) 申込書受付から受講決定・認定証発送までの流れ	10
参考資料 I	11
参考資料 II - 1	12
参考資料 II - 2	13
管理課程 申込者用書類チェック表	14

廃棄物処理施設の設置者（市町村にあっては管理者）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第21条により、**技術管理者を置くことが義務付けられています**。技術管理者は廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当するとともに、「廃棄物処理法」に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設の維持管理に従事する他の職員を監督しなければなりません。

廃棄物処理施設の技術管理者は、「廃棄物処理法」施行規則第17条に規定する“学歴・経験等”の要件を備え、かつ、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第96号」（平成12年12月28日）において『技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の**類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習等**を修了することが望ましいものであること。』と示されています。

ここにご案内する講習は、技術管理者となる方の資格要件を補完し、望ましいとされる技術管理者を養成し、当センターがその能力を認定する講習です。下記のとおり受講される方の学歴・実務経験等によって、該当する課程を受講していただくようになっています。各課程を修了された方には、一般財団法人 日本環境衛生センターから「**(各廃棄物処理施設) 技術管理士**」の認定証が交付されます。

#### ◇ 【基礎・管理課程】 10日間

※＜破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コースは、8日間＞

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第17条第1項第4号に対応する講習
- ・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環96号」（平成12年12月28日）に対応する講習

受講資格：年齢18歳以上の方は学歴・実務経験の有無を問わず、どなたでも受講できます。

→ 本要項のP3～をご一読ください。

#### ◇ 【管理課程】 4日間

- ・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環96号」（平成12年12月28日）に対応する講習

受講資格：学歴等に応じた実務経験が必要です。

→ 本要項のP5～をご一読ください。

- ※ 各課程とも、日本語の講義内容が理解できること。
- ※ 日数は会場受講の場合。

廃棄物処理施設の種類・能力		受 講 コ ー ス	取得できる認定証	
種 類	処 理 能 力 など	下記各コースにそれぞれ【基礎・管理課程】と【管理課程】があり、学歴・経験等の受講資格に応じて、どちらかの課程を受講することとなります。【基礎・管理課程】の受講資格はP3参照。【管理課程】の受講資格はP7参照。	【基礎・管理課程】、【管理課程】とも同じ認定証を交付します。	
一般廃棄物処理施設	◎ごみ処理施設 (但し破碎・圧縮・梱包・選別・粗大ごみ処理施設、RDF施設、高速堆肥化施設を除く)	処理能力1日5t以上のごみ処理施設 焼却施設にあつては ・処理能力が1時間200kg以上の施設 ・火格子面積2㎡以上の施設	A ごみ処理施設コース	「ごみ処理施設技術管理士」
	◎し尿・汚泥再生処理施設 (浄化槽は対象外)	処理能力が500人分を超えるし尿・汚泥再生処理施設	B し尿・汚泥再生処理施設コース	「し尿・汚泥再生処理施設技術管理士」
一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設	一 廃 ◎破碎・圧縮・梱包・選別・粗大ごみ処理施設	処理能力1日5t以上の施設	C 破碎・リサイクル施設コース	「破碎・リサイクル施設技術管理士」
	産 ◎廃プラスチック類の破碎施設 ◎木くず又はがれき類の破碎施設 (解体自動車の破碎施設を含む)			
	一 廃 ◎一般廃棄物最終処分場	全施設	F 最終処分場コース	「最終処分場技術管理士」
	産 ◎産業廃棄物最終処分場 ・しゃ断型最終処分場 ・管理型最終処分場 ・安定型最終処分場			
一 廃 ◎ごみ固形燃料化設備(RDF施設) ◎炭化、ガス化施設 ◎メタン発酵施設 ◎高速堆肥化施設 (その他バイオマス利活用関連施設を含む)	処理能力1日5t以上の施設	K 有機性廃棄物資源化(バイオマス利活用関連)施設コース	「有機性廃棄物資源化施設技術管理士」	
産 ◎バイオマス施設 ◎炭化、ガス化施設 ◎メタン発酵施設 ◎高速堆肥化施設 ◎BDF製造施設(廃食用油燃料化施設) (その他バイオマス利活用関連施設を含む)				
産業廃棄物処理施設	◎汚泥の脱水施設 ◎汚泥の乾燥施設 ◎廃油の油水分離施設	処理能力が1日10m <sup>3</sup> を超える施設 (天日乾燥施設の場合1日100m <sup>3</sup> を超える施設)	D 産業廃棄物中間処理施設コース ※(焼却、破碎・リサイクル、バイオマス利活用関連を除くので、コース選択時にご注意ください。)	「産業廃棄物中間処理施設技術管理士」
	◎廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力が1日50m <sup>3</sup> を超える施設		
	◎有害汚泥のコンクリート固型化施設 ◎水銀汚泥のばい焼施設 ◎シアン化合物の分解施設 ◎廃PCB等の分解施設 ◎PCB汚染物等の洗浄施設 ◎石綿含有産業廃棄物等の熔融施設 ◎廃水銀等の硫化施設	全施設		
	◎廃プラスチック類の油化設備 ◎廃油の蒸留設備 ◎廃プラスチック類の熔融加工設備 ◎廃プラスチック類の固形燃料化設備(RPF施設)	—	E 産業廃棄物焼却施設コース	「産業廃棄物焼却施設技術管理士」
	◎汚泥の焼却施設	処理能力が1日5m <sup>3</sup> を超える施設 処理能力が1時間200kg以上の施設 火格子面積2㎡以上の施設		
	◎廃油の焼却施設	処理能力が1日1m <sup>3</sup> を超える施設 処理能力が1時間200kg以上の施設 火格子面積2㎡以上の施設		
	◎廃プラスチック類の焼却施設	処理能力が1日100kgを超える施設 火格子面積2㎡以上の施設		
◎廃PCB等の焼却施設	全施設			
◎その他の産業廃棄物の焼却施設	処理能力が1時間200kg以上の施設 火格子面積2㎡以上の施設			

この課程は、「廃棄物処理法」施行規則第17条に定める技術上の**実務経験年数（P7参照）が不足している方**を対象としており、廃棄物処理施設の維持管理に必要な技術上の基礎知識を体系的に学習する内容となっています。【管理課程】の受講資格をお持ちの方も、廃棄物処理技術を体系的に理解するために、この【基礎・管理課程】を受講されることをお奨めいたします。

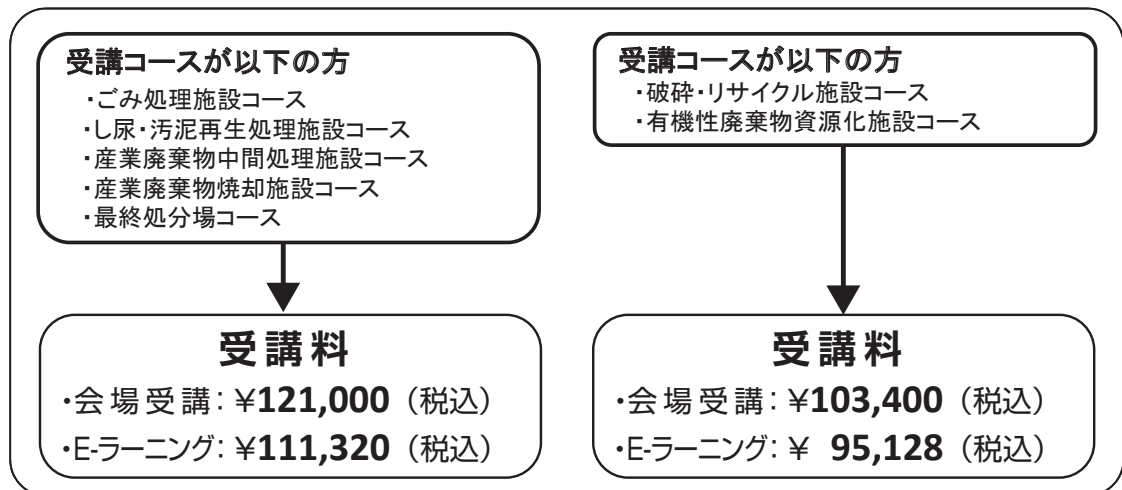
本課程を修了された方には後日、一般財団法人 日本環境衛生センターから『(各廃棄物処理施設) 技術管理士』の認定証が交付されます。

(1) 受講資格（日本語の講義内容が理解できること）

希望する会場の開催月（E-ラーニングの場合は受講開始月）に、年齢が18歳以上の方

この【基礎・管理課程】では、学歴・経験等の制限はなく、どなたでも受講することができます。

(2) 受講料



受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票又はATMから直接右記銀行口座に受講料負担者名での振込をしてください。ネットバンキングにて振込される方も同様です。※振込手数料は申込者をご負担ください。

振込先：横浜銀行川崎支店 普通預金  
口座番号：1775075  
口座名義：一般財団法人 日本環境衛生センター

(3) 申込について

- 1) 随時受付しています。申し込みは、原則としてWebでの申し込みとなります。  
詳細は当センターホームページをご確認ください。
- 2) 会場受講の場合、締切は、原則として開始日の10日前です。  
会場ごとの締切日は、「日程と会場」(別紙)をご覧ください。
- 3) 会場受講の場合、締切日前に定員に達した会場は、その時点で受付を終了します。なるべくお早めにお申込ください。
- 4) 申込の予約はできません。
- 5) 各会場の空き状況については、表紙に記載されている受付事務局及び当センターのホームページで確認することができます。
- 6) 申込に必要な書類は以下のとおりです。(申し込み入力フォームにPDFかJPEG形式でアップロードいただく書類)  
・銀行振込票（ネットバンキングにて振込される方は、銀行からの受付明細票）

(4) 会場選択

会場の選択については、「日程と会場」(別紙)をご覧ください。

【基礎・管理課程】は、10日間（破碎・リサイクル施設、有機性廃棄物資源化施設コースは8日間）受講することになります。前半については、上段の【基礎課程】の当該コースの会場から選択してください。後半の4日間については下段の【管理課程】の当該コースの会場から選択してください。

(【管理課程】の日程が記入されていない申込書は受理できません。)

(5) 申込書の審査・受講決定について

- 1) E-ラーニングの場合、受講が決定され次第、入力いただきましたアドレスに受講決定通知を送信いたします。
- 2) 会場受講の場合、受講決定通知は、通常、講習会開催期日の1カ月前を目処に発送します。

- 3) 会場受講の場合、受講決定通知を受け取った際には、「受講会場」「受付日時」等をご確認ください。
- 4) 受講決定後は、受講者、受講会場、受講コース、期日の変更はできません。  
但し、会場受講の場合、受講会場については、本人の申し出により、受講申込年度の翌年度末（3月31日）を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- 5) 受講決定後は、受講料の返金はいりません。

(6) 講習の日程、会場での受付等

- 1) 講義科目及び時間は、以下の基本履修表をご覧ください。

[以下は会場受講の場合]

- 2) 当日、会場の受付で受講決定通知をご提示ください。
- 3) テキストは、受付時にお渡しいたします。
- 4) 講習期間中の宿泊施設並びに昼食は、各自でご用意ください。
- 5) 車での来場はご遠慮ください。駐車場の用意はございません。

[以下はE-ラーニングの場合]

- 6) E-ラーニングの動画視聴期限は、受講申込承認後より5ヶ月間です。また5ヶ月が経過していても、次項（7）に掲げる能力検定試験の受講日以降は、視聴ができなくなります。

**【基礎・管理課程】の基本履修表**

講習科目	講義内容
廃棄物概論	廃棄物の性状、収集運搬、中間処理技術、最終処分技術、資源化再生処理技術
構造と維持管理	施設の構造、施設の維持管理
安全対策と安全衛生管理	廃棄物処理と労働災害、安全化技術、安全とリスク
測定・分析の実際	測定・分析の概要、サンプリング方法、測定・分析結果の見方

＜ごみ処理施設コース＞ ＜産業廃棄物焼却施設コース＞	
講習科目	講義時間
廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	24時間
安全対策と安全衛生管理	4時間
測定・分析の実際	2時間
前半	33時間
後半 〔P6の【管理課程】の基本履修表と同じ〕	22時間
合計	55時間

＜し尿・汚泥再生処理施設コース＞ ＜最終処分場コース＞	
講習科目	講義時間
廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	24時間
安全対策と安全衛生管理	3時間
測定・分析の実際	3時間
前半	33時間
後半 〔P6の【管理課程】の基本履修表と同じ〕	22時間
合計	55時間

＜破砕・リサイクル施設コース＞	
講習科目	講義時間
廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	14時間
安全対策と安全衛生管理	4時間
測定・分析の実際	—
前半	21時間
後半 〔P6の【管理課程】の基本履修表と同じ〕	22時間
合計	43時間

＜産業廃棄物中間処理施設コース＞	
講習科目	講義時間
廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	21時間
安全対策と安全衛生管理	6時間
測定・分析の実際	3時間
前半	33時間
後半 〔P6の【管理課程】の基本履修表と同じ〕	22時間
合計	55時間

＜有機性廃棄物資源化施設コース＞	
講習科目	講義時間
廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	12時間
安全対策と安全衛生管理	3時間
測定・分析の実際	3時間
前半	21時間
後半 〔P6の【管理課程】の基本履修表と同じ〕	22時間
合計	43時間

※同じ科目名が記載されていますが、講義内容はコースごとに異なります。

**【基礎・管理課程】の時間割（会場受講の場合）**

10日間のうち前半6日間		
1日目	13時00分～13時20分 13時20分～13時45分 13時45分～16時45分	受付 ガイダンス 講義
2日目 } 6日目	9時30分～16時45分	講義

破砕・リサイクル施設、有機性廃棄物資源化施設コース 8日間のうち前半4日間		
1日目	13時00分～13時20分 13時20分～13時45分 13時45分～16時45分	受付 ガイダンス 講義
2日目 } 4日目	9時30分～16時45分	講義

後半の4日間の日程についてはP6の【管理課程】の時間割と同じ。

## (7) 能力認定試験

- 1) 基本履修表の全講習科目を受講した方のみ、【管理課程】を受講することができます。また【管理課程】の基本履修表(P6)の全講習科目を受講した方のみ能力認定試験を受験することができます。能力認定試験は、受講申込年度の翌年度末(3月31日)までに受験する必要があります。(会場受講の場合)【管理課程】最終日の講義終了後に実施される能力認定試験を受験することができます。E-ラーニングの場合は、全科目を受講した後、試験会場と日程を選んで申し込みを行います。
- 2) 能力認定試験はマークシート方式で、40問出題されます。所要時間は70分です。
- 3) 満点の「80%以上」の得点をもって合格となります。

## (8) 講習の修了と認定証の交付

- 1) 講習は能力認定試験を合格することによって、修了となります。
- 2) 修了された方には試験日から1カ月以内に、一般財団法人 日本環境衛生センターから当該コースに係わる『(各廃棄物処理施設)技術管理士』の認定証が交付されます。

## (9) 再試験

- 1) 能力認定試験に不合格となった場合、不合格通知とともにご案内する会場で、**2回に限り**再試験を受けることができます。
- 2) 再試験を受けることができる期間は、**最初に受験した日から6カ月間**です。
- 3) 6カ月以内に合格されない場合、再試験を受ける資格を失効します。その場合は、再び新規の申込となり、受講料と申込書類も改めて必要となります。
- 4) 再試験は、1回につき受験料**¥5,500(税込)**が必要です。

### 《天災等による免責事項》

天災地変、感染症の流行、交通機関サービスの停止、公官庁の指示・要請等、当センターが管理できない事由により、講習内容の一部変更、又は中止のために申込者に生じた交通費・宿泊費等の損害につきましては、当センターはその責任を負わない旨予めご了承ください。

# 4

## 【管理課程】

この課程は、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(衛環第96号平成12年12月28日)に示された「**廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習**」として実施するものです。

本課程を修了された方には後日、一般財団法人 日本環境衛生センターから『(各廃棄物処理施設)技術管理士』の認定証が交付されます。

### (1) 受講資格(日本語の講義内容が理解できること)

学歴等に応じて、**受講コースごとの技術上の実務経験年数**が必要となります。

受講資格区分(P7~8)の表をご参照ください。実務経験年数の不足の方は基礎・管理課程からの受講となります。

(実務経験の内容については、P9の具体的実務の記入例を参照してください。)

### (2) 受講料 **¥66,000(税込)** ※E-ラーニングの場合：**¥60,720(税込)**

受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票又はATMから直接下記銀行口座に受講料負担者名での振込をしてください。ネットバンキングにて振込される方も同様です。※振込手数料は申込者をご負担ください。

### (3) 申込について

- 1) 随時受付しています。申し込みは、Webでの申し込みとなります。詳細は当センターホームページをご確認ください。
- 2) 会場受講の場合、締切は、原則として開始日の14日前です。会場ごとの締切日は、「日程と会場」(別紙)をご覧ください。
- 3) 会場受講の場合、締切日前に定員に達した会場は、その時点で受付を終了します。なるべくお早めにお申込ください。
- 4) 申込の予約はできません。
- 5) 各会場の空き状況については、表紙に記載されている受付事務局及び当センターのホームページで確認することができます。
- 6) 申込に必要な書類は、P8の申込に必要な書類一覧表をご参照いただき、該当の書類を申し込みフォームへアップロードしてください。

振込先：横浜銀行川崎支店 普通預金 口座番号：1775075 口座名義：一般財団法人 日本環境衛生センター
---

7) 申し込み情報のご入力に当たっては、当センターホームページの入力例を参照し、P14の申込者用書類チェック表で確認してください。

**(4) 会場選択**

会場については「日程と会場」(別紙)をご覧ください。下段の【管理課程】の当該コースの会場から選択してください。

**(5) 申込書の審査・受講決定について**

- 1) 【管理課程】は、受講資格の有無について申込書類の審査を行います。  
 なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその認定は取消しとなります。
- 2) E-ラーニングの場合、受講が決定され次第、入力いただきましたアドレスに受講決定通知を送信いたします。  
 会場受講の場合、受講決定通知は、通常、講習会開催期日の1カ月前を目処に発送いたします。
- 3) 会場受講の場合、受講決定通知を受け取った際には、「受講会場」「受付日時」等をご確認ください。
- 4) 受講決定後は、受講者、受講コース、受講会場、期日の変更はできません。  
 但し、会場受講の場合、受講会場については、本人の申し出により、受講申込年度の翌年度末(3月31日)を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- 5) 受講決定後は、受講料の返金は行いません。

**(6) 講習の日程、会場での受付等**

- 1) 講義科目および時間は、以下の基本履修表をご覧ください。  
 [以下は会場受講の場合]
- 2) 当日、会場の受付で受講決定通知をご提示ください。
- 3) テキストは、受付時にお渡しいたします。
- 4) 講習期間中の宿泊施設並びに昼食は、各自でご用意ください。
- 5) 車での来場はご遠慮ください。駐車場の用意はございません。  
 [以下はE-ラーニングの場合]
- 6) E-ラーニングの動画視聴期限は、受講申込承認後より5ヶ月間です。また5ヶ月が経過していても、次項(7)に掲げる能力検定試験の受講日以降は、視聴ができなくなります。

**【管理課程】の基本履修表**

(全コース共通)		
講習科目	講義時間	講義内容
廃棄物処理法と関係法規	5時間	廃棄物処理法、関係法規
管理監督の理論と実際	3時間	技術管理者の責務、組織と従事者、従事者の管理、管理体制
廃棄物処理技術特論	3時間	廃棄物処理と循環型社会、施設に関する技術的動向
施設の運営管理	6時間	搬入管理、運営管理計画、運転管理、保全管理
施設整備の計画と実際	3時間	施設の整備計画、住民と施設整備
処理機能の維持と評価	2時間	維持管理における処理機能の評価、対策事例
合計	22時間	

※講習科目名は全コース同じですが、講義内容はコースごとに異なります。

**【管理課程】の時間割(会場受講の場合)**

1日目	9時30分～10時00分	受付
	10時00分～10時30分	ガイダンス
	10時30分～16時45分	講義
2日目	9時30分～16時30分	講義
3日目	9時30分～16時30分	講義
	16時30分～16時45分	試験方法説明
4日目	9時20分～15時10分	講義
	15時30分～16時40分	能力認定試験



(7) 能力認定試験

- 1) 基本履修表の全講習科目を受講した方のみ、能力認定試験を受験することができます。能力認定試験は、受講申込年度の翌年度末（3月31日）までに受験する必要があります。（会場受講の場合）最終日の講義終了後に実施される能力認定試験を受験することができます。E-ラーニングの場合は、全科目を受講した後に、試験会場と日程の申し込みを行えます。
- 2) 能力認定試験はマークシート方式で、20問出題されます。所要時間は40分です。
- 3) 満点の「80%以上」の得点をもって合格となります。

(8) 講習の修了と認定証の交付

- 1) 講習は能力認定試験を合格することによって、修了となります。
- 2) 修了された方には試験日から1カ月以内に、一般財団法人 日本環境衛生センターから当該コースに係わる『(各廃棄物処理施設) 技術管理士』の認定証が交付されます。

(9) 再試験

- 1) 能力認定試験に不合格となった場合、不合格通知とともにご案内する会場で、**2回に限り**再試験を受けることができます。
- 2) 再試験を受けることができる期間は、**最初に受験した日から6カ月間**です。
- 3) 6カ月以内に合格されない場合、再試験を受ける資格を失効します。その場合は、再び新規の申込となり、受講料と申込書類も改めて必要となります。
- 4) 再試験は、1回につき受験料**¥5,500（税込）**の受験料が必要です。

(10) 受講資格区分

1) 学歴と卒業後の技術上の実務経験年数（受講するコースに該当する廃棄物処理に関する経験年数）

- ・ 申込に必要な書類、具体的実務の記入例は、P9をご覧ください。
- ・ 経験年数には、今後も実務が継続される見込の方は、受講を希望する会場の開催月まで積算することができます。
- ・ Webでの申し込みについては、当センターホームページの入力例を参照してください。

受講資格区分番号	学 歴 等	年 数
1	技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格したものに限る。）	廃棄物処理実務経験年数不問
2	技術士法第2条第1項に規定する技術士（上欄「1」に該当する者を除く）	合格後の廃棄物処理実務経験年数1年以上
3	廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	環境衛生指導員として2年
※注①	4 学校教育法に基づく4年制大学の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む、但し、教養科目ではなく専門課程）で「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数2年以上
	5 学校教育法に基づく4年制大学の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）を卒業した者で、上欄「4」に示す科目を履修しなかった者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数3年以上
※注②	6 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）で「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数4年以上
	7 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）を卒業した者で、上欄「6」に示す科目を履修しなかった者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数5年以上
※注③	8 学校教育法に基づく高等学校（定時制含む）において土木科、化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数6年以上
	9 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（4年制大学若しくは専門職大学の文系卒業者はこの区分に入ります）	卒業後の廃棄物処理実務経験年数7年以上
	10 学歴不問	廃棄物処理実務経験年数10年以上

※注① 専門職大学の卒業生で「4」若しくは「5」に示す科目を履修した者を含みます。

※注② 短期大学卒業生として、水産大学校、防衛大学校、航空大学校、海上保安大学校、気象大学校、海技大学校、農業大学校、職業能力開発総合大学校、商船高等学校を卒業した者を含みます。  
各種専門学校、専修学校は高等学校・高等専門学校に該当しません。  
専門職短期大学の卒業生で「6」に示す科目を履修した者を含みます。

※注③ 高等学校卒業生として、大学入学資格検定試験に合格した者を含みます。

2) 平成4年度から平成12年度の厚生大臣 **指 定** 廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者

受講資格区分番号	旧指定講習修了コース	【管理課程】受講可能コース
11	し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設コース
	ごみ処理施設コース	ごみ処理施設コース
		破碎・リサイクル施設コース
		有機性廃棄物資源化施設コース
	産業廃棄物中間処理施設コース	破碎・リサイクル施設コース
産業廃棄物中間処理施設コース		
産業廃棄物焼却施設コース		
一般廃棄物最終処分場コース	最終処分場コース	
産業廃棄物最終処分場コース		

注) 旧厚生大臣指定講習のうち安定型最終処分場コースに該当する【管理課程】のコースはありません。その場合【基礎・管理課程】から受講していただくことになります。

3) 平成3年度以前の厚生大臣 **認 定** 廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者

受講資格区分番号	旧認定講習修了コース	【管理課程】受講可能コース
12	し尿1級・し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設コース
	ごみ1級・ごみ処理施設コース	ごみ処理施設コース
		破碎・リサイクル施設コース
		有機性廃棄物資源化施設コース
	廃プラスチック処理施設コース	破碎・リサイクル施設コース
		産業廃棄物中間処理施設コース
		産業廃棄物焼却施設コース
	汚でい処理施設コース	産業廃棄物中間処理施設コース
	廃酸・廃アルカリ処理施設コース	産業廃棄物焼却施設コース
	廃油処理施設コース	
有害産業廃棄物処理施設コース (コンクリート固型化、水銀、シアン処理施設)		
一般廃棄物最終処分場コース	最終処分場コース	
産業廃棄物最終処分場コース		

(11) 申込にあたっての必要書類および具体的実務の記入例

1) 申込に必要な書類一覧表

受講の申込に必要な書類は、受講資格区分番号によって次のとおりとなっています。

受講資格区分番号	注1)			
	実務従事証明書	卒業証明書 注1)参照	履修科目証明書 注1)参照	銀行振込票の写し 注4)参照
4,6	○	○	○	○
5,7,8,9	○	○	不要	○
2,10	○	不要 注2)参照	不要	○
1,3,11,12	不要 注3)参照	不要 注3)参照	不要	○

注1) 卒業証明書及び履修科目証明書は卒業証書ではありません。学校より取り寄せていただき、申し込みフォームよりアップロード。

注2) 区分番号2の方は技術士の合格証(登録証)を申し込みフォームよりアップロード。

注3) 区分番号3の方は技術士の合格証(登録証)を申し込みフォームよりアップロード。

区分番号3の方は環境衛生指導員の発令通知または、証明書を申し込みフォームよりアップロード。

区分番号11の方は廃棄物処理施設技術管理者講習の指定講習の修了証、12の方は認定講習の修了証を申し込みフォームよりアップロード。

注4) ネットバンキングにて振込される方は、銀行からの受付明細票を申し込みフォームにアップロード。

## 2) 具体的実務の記入例

受講資格区分番号が2、4、5、6、7、8、9、10の方は、具体的実務の記入が必要になります。以下にあげる例とご自分の実務を照らし合わせてWeb上の申込フォームに必要な情報を入力してください。

コース名	具体的実務の記入例
ごみ処理施設コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の焼却施設、溶融施設における運転業務、保守・点検業務（ただし、受付業務、焼却灰等の搬出作業は含まない）。</li> <li>コンサルタントで一般廃棄物の焼却施設、溶融施設の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務を含む。</li> <li>メーカーで一般廃棄物の焼却施設、溶融施設の設計、施設計画、建設現場業務（据付、試運転、調整）を含む。</li> </ul>
し尿・汚泥再生処理施設コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理施設、コミュニティプラント施設および浄化槽における運転業務、設備の保守・点検業務（ただし受付業務、汚泥・焼却灰等の搬出作業は含まない）。</li> <li>コンサルタントでし尿処理施設の設計、施設計画、機能検査業務を含む。</li> <li>メーカーでし尿処理施設の設計、施設計画、建設現場業務（据付、試運転、調整）を含む。</li> <li>下水処理場において水処理工程の運転業務、水処理工程の保守、点検業務を含む。</li> </ul>
破砕・リサイクル施設コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物粗大ごみ処理施設、破砕施設および機械選別施設において、運転業務、設備の保守・点検業務（ただし、受付業務、破砕物等の搬出業務は含まない）。</li> <li>コンサルタントで一般廃棄物粗大ごみ処理施設、破砕施設および機械選別施設の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務を含む。</li> <li>メーカーで一般廃棄物粗大ごみ処理施設、破砕施設および機械選別施設の設計、施設計画、建設現場業務（据付、試運転、調整）を含む。</li> <li>回収古紙の破砕、圧縮機械の運転業務、保守・点検業務。</li> <li>廃プラスチック類の破砕機の運転業務、破砕機の保守・点検業務。</li> <li>木くず、がれき類の破砕機の運転業務、破砕機の保守・点検業務。</li> <li>リサイクルプラザなどで機器を使用したアルミ、鉄、可燃物などの破砕・選別機の運転業務、機器の保守・点検業務。</li> <li>その他、ペットボトル、空き瓶、空き缶、紙容器、廃自動車、廃家電製品などの廃棄物を機器を使用しての破砕、選別、圧縮業務を含む。</li> </ul>
有機性廃棄物資源化施設コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>RDF施設、炭化・ガス化施設、メタン発酵施設、高速堆肥化施設、その他バイオマス利活用関連施設における運転業務、保守・点検業務。</li> <li>コンサルタントで上記施設の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務を含む。</li> <li>メーカーで上記施設の設計、施設計画、建設現場業務（据付、試運転、調整）を含む。</li> </ul>
産業廃棄物中間処理施設コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥の脱水施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>汚泥の乾燥施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃油の油水分離施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃酸・廃アルカリ施設における運転業務、設備の保守・点検業務。（工場の排水処理施設における運転業務、設備の保守・点検業務は実務経験とはならない場合がある。）</li> <li>有害汚泥のコンクリート固化施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>水銀汚泥のばい焼施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>シアン化合物の分解施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃水銀等の硫化及び固化施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>PCBの分解、洗浄施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃プラスチック類の油化・溶融加工・固形燃料化設備における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃油の蒸留設備における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>メーカーで上記施設の設計、施設計画、建設現場業務（据付、試運転、調整）を含む。</li> </ul>
産業廃棄物焼却施設コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃油の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃プラスチック類の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>廃PCB等の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。</li> <li>その他の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。（野焼き又は環境汚染源となるような小規模焼却炉における運転業務は実務経験とはならない。）</li> <li>メーカーで産業廃棄物焼却施設の設計、施設計画、建設現場業務（据付、試運転、調整）を含む。</li> </ul>
最終処分場コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物最終処分場および産業廃棄物最終処分場における埋立作業（覆土作業、転圧作業、敷き均し作業）、排水処理施設の運転、保守、点検業務。（ただし、廃棄物の受入・計量業務の経験は実務経験とはならない。）</li> <li>コンサルタントで最終処分場の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務（分析業務のみは不可）を含む。</li> </ul>

※コンサルタント、メーカーでの実務は別紙一覧表の作成が必要です。

## (1) 申込関係書類の入手方法

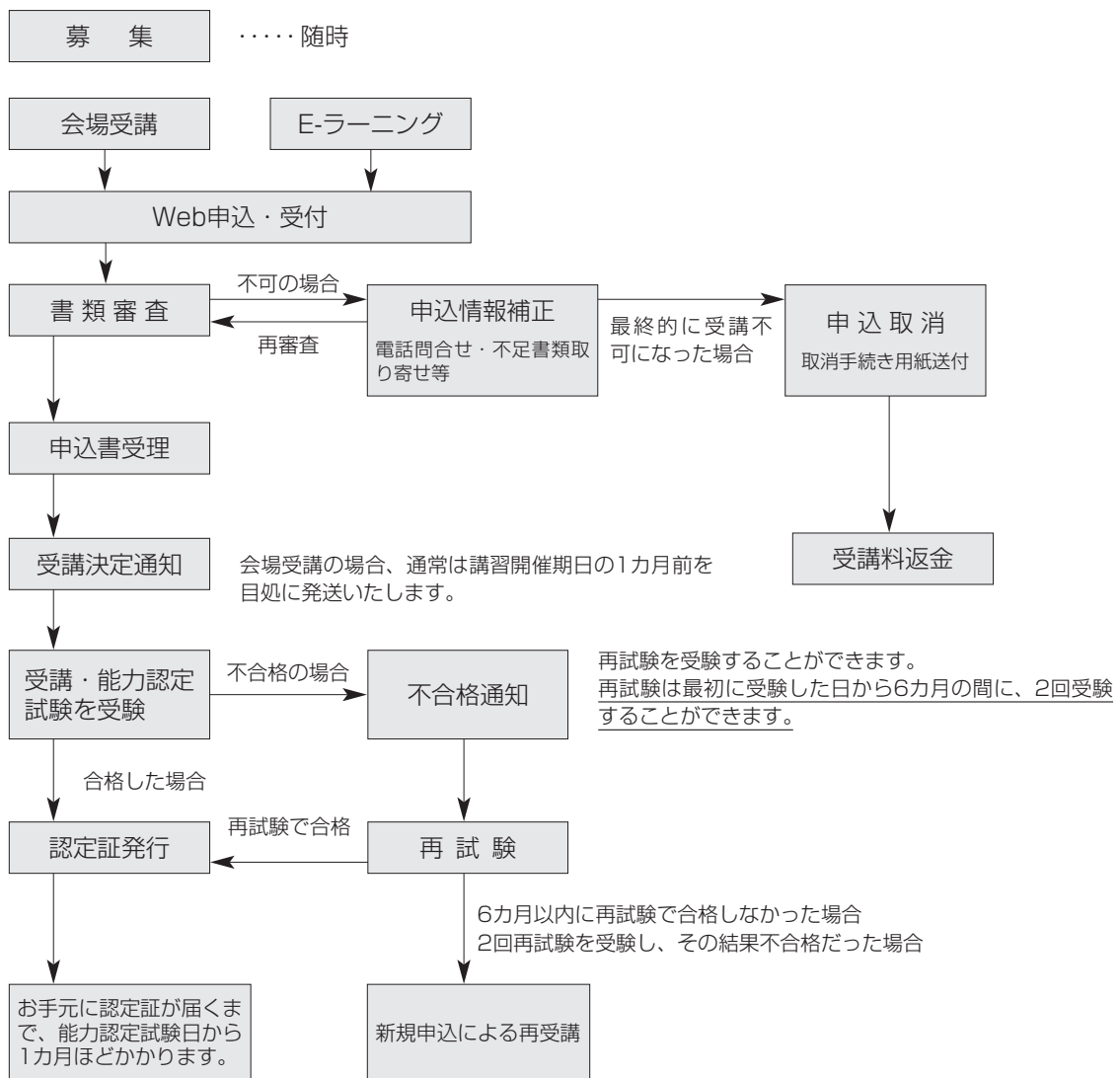
日本環境衛生センターのホームページから、募集要項をダウンロードすることができます。

・募集要項ダウンロード <https://www.jesc.or.jp/training/tabid/121/Default.aspx>

## (2) 申込書受付から受講決定・認定証発送までの流れ

申込を受け付けてから、以下に示す手続きを経て受講が決定されます。

手続きには日数がかかる場合がありますので、会場受講の場合は、お早めにお申し込みください。



## 参考資料 I

### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあっては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第八条の三又は第十五条の二の二に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあっては、環境省令で定める基準を参照して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

(技術管理者の資格)

第十七条 法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者

(第八条の十七第二号)

イ 一年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

ロ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。八において同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。八において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修め

て卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(次の条文は平成13年3月26日改正により削除)

2 次に掲げる廃棄物の処理施設については、前項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、「二年」とあるのは「一年」と、「三年」とあるのは「一年六月」と、「四年」とあるのは「二年」と、「五年」とあるのは「二年六月」と「六年」とあるのは「三年」と、「七年」とあるのは、「三年六月」と、「十年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

一 処理能力が一日三十トン以下のごみ処理施設

二 処理能力が五千分以下のし尿処理施設（浄化槽を除く。）

三 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物処理施設

### 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 (衛環第96号平成12年12月28日) (抜粋)

5. 技術管理者等の資格要件の見直し（省令第八条の17及第十四条関係）

1 廃棄物処理施設の技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「技術管理者等」という。）について、環境大臣の認定する講習を修了した者であることとする資格要件を削除したものであること。

2 技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいものであること。

### (全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料 平成15年6月12日)

(3) バイオマス利活用事業について（国土交通省下水道部平成15年度新規事業）

国土交通省都市・地域整備局下水道部では、下水汚泥と併せ、剪定廃材等のバイオマスを下水道施設である消化施設に投入して回収した消化ガスをエネルギーとして活用する事業（以下「バイオマス利活用事業」という。）を平成15年度に創設したところである。

ついで、都道府県又は市町村の下水道担当部局において本事業が実施される場合、以下の点について留意のうえ、その適切な運用を図るとともに、管下の市町村に対して周知方願したい。

① 地方公共団体の下水道担当部局がバイオマス利活用事業を行う際には、当該下水道担当部局と標記事業に係る市町村の一般廃棄物担当部局又は都道府県、政令市産業廃棄物担当部局との間で下水道施設で処理される廃棄物の取扱い等につき十分な調整を図らなければならないこと。

② バイオマス利活用事業については、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物処理法の適用が及ぶものであること。特に、剪定廃材、生ごみを廃棄物として受け入れる場合は、当該廃棄物を投入する消化施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するため所要の手続きをとるとともに、標記事業に係る市町村の一般廃棄物担当部局が定める一般廃棄物処理計画に整合している必要があること。

③ 下水汚泥以外のバイオマスを消化施設に投入するための前処理を行う施設（以下「前処理施設」という。）については、バイオマス利活用事業の整備対象とはしていないこと。

ここで、前処理施設は、廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針Ⅲ中35に定める廃棄物原材料化施設に該当し国庫補助対象となるのでその活用を図られたいこと。

平成4年度～平成12年度の修了者の有効対象施設	
平成4年度から平成12年度までの修了コース	廃棄物処理施設の種類の種類（有効対象施設）
ごみ処理施設コース	ごみ処理施設 焼却・RDF・高速堆肥化・ 運搬用パイプライン <b>一般廃棄物の破碎・圧縮・梱包・選別・ 粗大ごみ処理施設</b>
し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設
産業廃棄物中間処理施設コース	汚泥の脱水施設 汚泥の乾燥施設 廃油の油水分離施設 廃酸・廃アルカリの中和施設 有害汚泥のコンクリート固型化施設 水銀汚泥のばい焼施設 シアン化合物の分解施設 廃PCB等の分解施設 PCB汚染物等の洗浄施設 <b>廃プラスチック類の破碎施設 木くず又はがれき類の破碎施設</b>
産業廃棄物焼却施設コース	汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 廃PCB等の焼却施設 その他の産業廃棄物焼却施設
一般廃棄物最終処分場コース	一般廃棄物最終処分場 <b>産業廃棄物最終処分場</b> （安定型最終処分場を含む）
産業廃棄物最終処分場コース	<b>一般廃棄物最終処分場</b> 産業廃棄物最終処分場（安定型最終処分場を含む）
安定型最終処分場コース	安定型最終処分場

※1 **太字部分**は、平成13年度より、修了コースと有効対象施設の適用が変更されています。  
（P2参照）

※2 平成3年度以前の修了者に関することについては、表紙に記載されている事務局にお問合せください。

※3 北海道内の処理施設にあっては、一部取扱いが異なりますので当センターへお問合せください。

平成13年度～平成16年度の修了者の有効対象施設	
平成13年度から平成16年度までの修了コース	廃棄物処理施設の種類（有効対象施設）
ごみ処理施設コース	ごみ処理施設 焼却・RDF・高速堆肥化・ 運搬用パイプライン
し尿汚泥再生処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設
破碎・リサイクル施設コース	一般廃棄物の破碎・圧縮・梱包・選別・ 粗大ごみ処理施設 廃プラスチック類の破碎施設 木くず又はがれき類の破碎施設
産業廃棄物中間処理施設コース	汚泥の脱水施設 汚泥の乾燥施設 廃油の油水分離施設 廃酸・廃アルカリの中和施設 有害汚泥のコンクリート固型化施設 水銀汚泥のばい焼施設 シアン化合物の分解施設 廃PCB等の分解施設 PCB汚染物等の洗浄施設
産業廃棄物焼却施設コース	汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 廃PCB等の焼却施設 その他の産業廃棄物焼却施設
最終処分場コース	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場

※ 北海道内の処理施設にあっては、一部取扱いが異なりますので当センターへお問合せください。

※ 平成17年度以降の修了者の有効対象施設は、2ページの表に示されている施設です。

▼ 【管理課程】 申込者用書類チェック表 ▼

PDF又はJPEGに変換の上、申込フォームよりアップロードしていただく書類							
受講資格 区分番号	実務従事 証明書	卒業証明書	履修科目 証明書	技術士登録証	修了証	環境衛生 指導員	受講料払込票
1・2	1は無記入						
3							
4・6							
5・7・8・9							
10							
11・12							

《天災等による免責事項》

天災地変、感染症の流行、交通機関サービスの停止、公官庁の指示・要請等、当センターが管理できない事由により、講習内容の一部変更、又は中止のために申込者に生じた交通費・宿泊費等の損害につきましては、当センターはその責任を負わない旨予めご了承ください。





